

○電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件、第一号ハ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示（平成十五年経済産業省告示第二百四十九号）

改 正 後

現 行

（換算係数）

第三条 規則第五十二条の二第一号ニ及び第二号ハの算定方法は、委託契約の相手方が保安管理業務を実施する事業場（委託契約の相手方が法人の場合にあつては、保安業務担当者が担当する事業場）に係るそれぞれの発電所、需要設備又は配電線路を管理する事業場に応じて次表に掲げる換算係数を乗じて得た値を合計するものとする。ただし、設備容量が六十四キロボルトアンペア未満の需要設備（非常用予備発電装置を設置するものを除く。以下「小規模高压需要設備」という。）については十件までを当該値から除くものとする。

なお、次条第二号の二本文の発電所及び第九号の需要設備（小規模高压需要設備を除く。）については次表に掲げる換算係数に〇・四五を、同条第二号の二ただし書及び第四号の発電所については〇・二五を、同条第七号及び第八号の需要設備（小規模高压需要設備を除く。）については〇・六をそれぞれ乗じた数値とする。

表（略）

2 （略）

（点検頻度）

第四条 規則第五十三条第二項第五号の頻度は次の各号に掲げるとおりとする。

一 三 （略）

四 太陽電池発電所にあつては毎年二回以上

五 十二 （略）

（換算係数）

第三条 規則第五十二条の二第一号ニ及び第二号ハの算定方法は、委託契約の相手方が保安管理業務を実施する事業場（委託契約の相手方が法人の場合にあつては、保安業務担当者が担当する事業場）に係るそれぞれの発電所、需要設備又は配電線路を管理する事業場に応じて次表に掲げる換算係数を乗じて得た値を合計するものとする。ただし、設備容量が六十四キロボルトアンペア未満の需要設備（非常用予備発電装置を設置するものを除く。以下「小規模高压需要設備」という。）については十件までを当該値から除くものとする。

なお、次条第四号の発電所（出力百キロワット以上のものに限る。）並びに第七号及び第八号の需要設備（小規模高压需要設備を除く。）については次表に掲げる換算係数に〇・六を、同条第四号の発電所（出力百キロワット未満のものに限る。）については〇・二五を、同条第九号の需要設備（小規模高压需要設備を除く。）については〇・四五をそれぞれ乗じた数値とする。

表（略）

2 （略）

（点検頻度）

第四条 規則第五十三条第二項第五号の頻度は次の各号に掲げるとおりとする。

一 三 （略）

四 太陽電池発電所であつて、出力百キロワット以上のものにあつては隔月一回以上、出力百キロワット未満のものにあつては毎年二回以上

五 十二 （略）